

令和 6 年度

むつ市遊休資産トライアル・サウンディング事業

募 集 要 項

令和 6 年 4 月

青 森 県 む つ 市

1 趣旨

本トライアル・サウンディング事業は、市が保有し遊休状態にある公共施設等（以下「遊休資産」という。）について、一定期間、試験的に使用する機会を提供することにより、使用希望者及び市民のニーズを把握するとともに、遊休資産の有効活用を図ることを目的とするものです。

2 対象とする遊休資産

別紙1「対象遊休資産一覧」のとおりです。

3 提案の要件

(1) 提案内容

次のいずれかに該当することとし、かつ、市の財政負担を伴わないことを原則とする
とともに、事業実施における法適合等のリスク負担は、提案者に帰属するものとなります。

- ① 遊休資産の利活用につながる社会実験として認められるものであること。
- ② 将来的な事業構想、事業計画があり、使用料の免除を目的とするものでないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的または宗教的活動
- ② 公序良俗に反する、または反社会的な活動
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ その他、市が遊休資産の有効利用に馴染まないと判断する活動

(3) 提案に関する留意事項

- ① 書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- ② 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類の返却はいたしません。
また、提案者の書類及びその内容については、提案審査以外では提案者に無断で使用しないものとし、第三者に情報を漏らすことはありません。
- ③ 事前に提案者の責任において関係法令等を確認してください。事業実施に関する法令適合のリスクは提案者に帰属します。
- ④ 提案書類に虚偽の記載があった場合や、審査の公平性に影響を与える行為があった場合は失格とします。

4 提案者の要件

(1) 提案者の資格

- ① 提案者は、提案内容の実施ができる能力（資格）を有する個人、法人及びその他団体（共同提案も可）とします。

例：民間企業、NPO法人、個人事業主、各種団体等

- ② 提案者は、遊休資産の利用について、市及び公共施設の管理者等との協議に応じるとともに、事業化に向けて提案内容の変更等に柔軟に対応してください。

(2) 提案者の制限

提案時において、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- ② 会社更生法の規定に基づく更生手続開始、民事再生法の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- ③ 国税、都道府県税又は市町村税の滞納がある者
- ④ 申請書提出時点で、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者
- ⑤ 提案内容に関し、法令に基づく免許、許可又は登録等を受けていない者
- ⑥ その他、市長が適当でないと認める者

※共同提案の場合は、全ての構成員が提案者の資格を満たすとともに、原則として提案時と事業実施時は同じ構成員であることが必要となります。また、主たる役割を担う代表者を選定してください。

5 事業の流れ

事業の流れは、次のとおりとなっています。また、提出書類は、巻末（別紙2）のとおりです。

(1) 現地調査（希望者のみ）

事務局へご相談ください。

(2) 申込書の提出

「むつ市遊休資産トライアル・サウンディング事業参加申込書（様式1）」を事務局に提出してください。

(3) 提案内容の審査

事務局及び施設所管課で審査します。

(4) 審査を通過した事業

「誓約書」及び次のいずれかを提出してください。

- ・行政財産の場合 → 「行政財産使用許可申請書」
- ・普通財産の場合 → 「普通財産借受願」

- (5) 使用
許可内容に応じて使用してください。
- (6) 実績報告
「むつ市遊休資産トライアル・サウンディング事業実績報告書」を提出してください。
- (7) ヒアリング
暫定利用終了後、ヒアリングの実施について求められた場合には、提案者は協力してください。

6 使用料金、使用期間等

- (1) 使用料は、本トライアル・サウンディング事業が市の遊休資産の有効活用を図ることを目的とする社会実験として実施する観点から、原則として無料です。
ただし、提案審査において、使用料を徴収すべき案件であると判断された場合は、この限りではありません。
- (2) 水道光熱費等の実費については、使用者の負担となります。
- (3) 使用期間は、原則として1か月以内となりますが、提案内容に応じて、市と提案者の協議により延長することができます。
- (4) 使用後は、原状回復を原則とします。

7 留意事項

- (1) 使用にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- (2) 提案者は、許可書に記載された条件を遵守して使用してください。
なお、使用期間中は、許可書を携行してください。
- (3) 事業終了時は、原状復帰のうえ返却してください。

8 お問い合わせ（事務局）

〒035-8686 （住所の記載が省略できます）
青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市財務部施設経営課
電話 0175-22-1111（内線 2185・2186）
メールアドレス mt-kanzai@city.mutsu.lg.jp

提出書類一覧表

	提出書類	様式等
1	参加申込書	様式1
2	誓約書	様式2
3	① 普通財産借受願(普通財産の場合)	様式第45号 (第148条関係)
	② 行政財産使用許可申請書(行政財産の場合)	様式第39号 (第143条関係)
4	実績報告書	様式3
5	活用計画に係る業務に関する法令等に基づく免許、許可又は登録等を証する書類	任意 (※必要な場合)

◎ その他審査などにより、追加資料の提出が必要となる場合があります。